

【シンガポール】資源持続法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2019年9月23日、廃棄物ゼロ社会の実現を目指して、資源持続法が制定された。同法により、電気・電子製品、包装及び食品に関する廃棄物処理規制が明確化される。

1 背景・経緯

国土が狭く、天然資源が少ないシンガポールでは、経済活動の拡大に伴い、廃棄物量が年々増加している。1979年、シンガポール初の焼却場が建設されて以降、政府は、焼却を軸とした廃棄物政策を実施してきたが、新たな廃棄物処分場の建設用地の確保が困難になったことから、1990年代初頭から廃棄物削減政策が採られるようになった¹。

廃棄物に関する立法として、環境公衆衛生法（1987年7月1日施行）²、有害廃棄物の輸出入に関する法律（1998年3月16日施行）³等が挙げられるが、資源の再生利用に関連する法律は、これまで制定されていなかった。2019年8月5日、全国規模で資源の再利用及び再生利用を可能にする規制の枠組みを策定した法案が、シンガポール議会に提出され、同年9月4日に可決された。同月23日、大統領の署名を経て、資源持続法⁴として成立し、10月4日に公布された。同法は、2020年1月1日から段階的に施行される⁵。

2 法律の構成と概要

(1) 資源持続法の構成

資源持続法は、第1章：序文（第1条～第3条）、第2章：適用及び管理（第4条～第5条）、第3章：電気・電子廃棄物（第6条～第18条）、第4章：包装に関連した報告（第19条～第23条）、第5章：食品廃棄物（第24条～第27条）、第6章：生産者責任制度（第28条～第36条）、第7章：執行（第37条～第41条）、第8章：雑則（第42条～第52条）の全8章52か条及び附則から成る。

(2) 立法目的（第3条）

①製品の供給から利益を得る者が、製品が不要となった際、それらの製品を回収して処分する費用を負担する枠組みを策定すること、②包装生産者に対して、包装の削減、再利用又は再生利用を奨励すること、③食品廃棄物の適切な分別及び処理を可能にすることを目的とする。

(3) 電気・電子廃棄物（第3章）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

¹ 道田悦代・小島道一「第9章 シンガポールにおける産業廃棄物・リサイクル政策」『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』日本貿易振興機構アジア経済研究所，2007，pp.195-223. <https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Commission/pdf/200609_09.pdf>

² Environmental Public Health Act 1987 (No.14 of 1987). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/EPHA1987>>

³ Hazardous Waste (Control of Export, Import and Transit) Act 1997 (No.13 of 1997). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/13-1997/Published/19980530?DocDate=19971226>> なお、有害廃棄物の輸出入に関する法律の改正法が、2020年2月20日に制定され、同月28日に公布された。Hazardous Waste (Control of Export, Import and Transit) (Amendment) Act 2020 (No.6 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/6-2020/Published/20200228?DocDate=20200228>>

⁴ Resource Sustainability Act 2019 (No.29 of 2019). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/29-2019/Published/20191004?DocDate=20191004>>

⁵ 2020年1月1日に第1章、第2章、第3章（第6条～第11条及び第18条）、第6章、第7章、第8章及び附則が、2020年7月1日に第4章が、2021年7月1日に第3章（第12条～第17条）が、それぞれ効力を発する。

規制対象となる電気・電子製品の生産者は、国家環境庁（National Environment Agency）⁶に生産者登録の申請を行っていない場合、シンガポールで規制対象の電気・電子製品を供給してはならない（第8条）。

2021年7月1日以降、企業に販売される電気・電子製品について、生産者は、企業からの処分の要請に応じて、それらを回収し、処分することが義務付けられる。その際、生産者は、人件費又は運送費等の支払を請求することはできない（第13条）。

小売業者は、消費者に電気・電子製品を販売し、配送を行う際、消費者が所有する不要となった電気・電子製品を回収し、処分することが義務付けられる。その際、小売業者は、人件費又は運送費等の支払を請求することはできない（第14条）。また、床面積が300㎡以上の大型家電量販店の運営者は、店内に電気・電子廃棄物収集場を設置しなければならない（第15条）。

（4）包装に関連した報告（第4章）

包装とは、あらゆる商品の封入、保護、出荷、配送又は贈呈に使用される原材料又は複合材料を指す。ただし、特定包装生産者（企業）が所有する再利用のための原材料は含まれない（第19条）。一定規模以上の特定包装生産者は、シンガポール市場における輸入又は生産に関する実績を国家環境庁に報告することが義務付けられる（第20条）⁷。また、包装廃棄物を削減、再利用又は再生利用する計画を国家環境庁に提出することも義務付けられる（第21条）。

（5）食品廃棄物（第5章）

商業施設（ショッピング・モール、ホテル等）に入っているテナントは、食品廃棄物を他の廃棄物と分別しなければならない（第25条）。また、商業施設等の建物管理者は、テナントが食品廃棄物を他の廃棄物と分別することができるように、敷地内に他の廃棄物とは別に、生ごみを処理することのできる施設を1か所以上設置することが義務付けられる（第26条）。

2021年1月1日以降、新築される商業施設の建物管理者は、全ての食品廃棄物を施設内の食品廃棄物処理場で処理することが義務付けられる。既築の建物である場合、建物管理者は、食品廃棄物をその施設の食品廃棄物処理場で処理するか、又は、認可された廃棄物収集業者を利用して認可された食品廃棄物収集施設に運んで処理させなければならない（第27条）⁸。

（6）生産者責任制度（第6章）

生産者が特定の廃棄物を収集し、収集した廃棄物を処理及び再生利用するには、認可を必要とする（第28条）。国家環境庁が適用する認可の要件には、①収集業務に関する要件、②収集量に関する要件、③廃棄物管理及び資源持続に関する教育プログラムを実施するための要件等があり、国家環境庁は、これらの要件をいかなる時にも変更することができる（第30条）。

⁶ 環境水資源省（Ministry of the Environment and Water Resources: MEWR）の下で環境政策を実施する組織で、廃棄物やリサイクルに関わる実務に携わる。2002年7月1日に環境水資源省（当時は環境省）から独立して法定機関となった。National Environment Agency Act 2002 (No.4 of 2002). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/NEAA2002>>

⁷ 包装に関する報告義務は、包装廃棄物削減に対する企業の意識を高めることを目的としている。また、使用する包装の原材料の削減を促すことも意図している。報告義務を課される企業とは、年間売上高が1000万シンガポールドル（約8億700万円）以上の企業を指す。企業は、シンガポール市場において輸入又は生産された包装に関するデータを包装材料の種類（プラスチック、紙、金属、ガラス等）、包装形態（キャリーバック、ボトル等）及び重量に従って分類して報告する。“Factsheet on Resource Sustainability Act,” Ministry of the Environment and Water Resources Singapore website <<https://www.mewr.gov.sg/news/factsheet-on-resource-sustainability-act>>

⁸ この新しい施策により、食品廃棄物を焼却せず、動物飼料、堆肥、肥料、非飲料水又はエネルギー生成用のバイオガス等の製品に生まれ変わらせることが可能となる。また、生ごみを分別処理することで、商業施設の敷地内の臭気及び害虫の発生を減少させ、再生利用可能な食品廃棄物による環境汚染を軽減させ、資源を再生させることが可能となる。“Factsheet on Resource Sustainability Act,” *ibid*.